

岐阜地方最低賃金審議会

第3回岐阜県最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和8年8月4日 13:30 ～ 17:40		
出席状況	公益 3 / 3	労働者側 3 / 3	使用者側 3 / 3
○ 主な審議事項 1. 岐阜県最低賃金の改正決定について 公労、公使の二者協議を断続的に行った。 その結果、労使の主張に隔たりがあるため、公益委員が56円引き上げ1,121円とする提案を行い、双方持ち帰って8月5日開催の専門部会において二者協議を行うこととした。 2. その他 なし			
○ 主な意見の要旨 ●労働者側委員 物価上昇率のうち、生鮮を除く食料品の上昇率が5.4%であることから、58円引き上げ時間額1,123円とすることを求める。 ●使用者側委員 連合の賃金引上げ率が5.0%であったことから、53円引き上げ時間額1,118円とすることを求める。 その後、56円引上げまでは議論できることを表明。 ●公益委員案の提示について 春季賃金引上げについて、連合は5.0%、経営者協会は4.21%と隔たりはあるが、それは要素の一つとして受け止めること。 物価上昇率が最も大きいもので5.4%と出ており、これをどう評価するかということになるが、中央最低賃金審議会の目安答申では法定の三要素をバランスよく見てくださいとのことなので、物価上昇だけを見るものではないこと、また、物価上昇については多くの指標が示され、一つの指標だけを見るべきではないこと。 中央最低賃金審議会の目安は様々な要素を勘案してAランク54円、B、Cランクは56円となっているが、目安を上回る引上げとしなければならない理由が物価上昇だけでは弱いと考えること。 中央最低賃金審議会でも目安を定めるために用いた物価上昇率は5.4%であり、岐阜県も5.4%であることから、目安額を上回る引上げの根拠とすることは弱いと考えること。 以上より、公益委員としては中央最低賃金審議会の目安を支持し、56円引き上げ時間額1,121円とすることを提案する。			